

令和6年度西村山地域新病院整備基本構想策定支援等業務仕様書（企画提案用）

1 委託業務名

令和6年度西村山地域新病院整備基本構想策定支援等業務

2 業務の目的

様々な課題を抱える西村山地域の医療提供体制をめぐっては、令和4年8月に管内自治体の首長と学識経験者で構成する西村山地域医療提供体制検討会を設置し持続可能な西村山地域の医療体制の構築について協議を行ってきた。

令和5年10月に開催された4回目の検討会では、令和5年4月に設置したワーキンググループから、客観的なデータの分析や医療関係者からのヒアリングなどに基づく約半年間の調査検討の結果として、西村山地域における持続可能な医療提供体制を構築するためには、医療資源を集約し、地域の中核的な役割を果たす新たな病院を整備する必要があり、県立河北病院と寒河江市立病院を統合し、新病院を整備することが妥当とする中間報告が行われ、これらの内容に対して、検討会のメンバーからは一定の理解を得るとともに、今後は、新病院を整備する基本方針に沿って、整備スケジュールや運営母体など、より具体的な検討に向け議論を前に進めることについても、了解を得ており、西村山地域における医療提供体制充実強化のための新病院整備に向けた具体的な検討を行う必要がある。なお、令和5年度中に第5回目の検討会を開催し、最終報告を行う予定としている。

本業務は、これまで西村山地域医療提供体制検討会等で行ってきた検討に基づき、県立河北病院と寒河江市立病院を再編し、西村山地域における医療提供体制充実強化のための新病院整備に向けた新病院整備基本構想（以下「基本構想」という。）を策定するため、専門的な知識や実績を有する事業者支援等を委託し、円滑な基本構想の策定を図ることを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 業務の内容

基本構想の策定にあたっては、関係首長による協議の場、構成団体等による検討機関及び現場も交えた検討部会（複数）等を設置し検討するとともに、地域の関係者からの意見を聴取しながら進めることを想定している。（別紙参照）

本業務の遂行にあたっては、委託者と業務の検討内容及び遂行方法を協議・合意の上、進めるものとする。

(1) 基本構想の策定支援

ア 内部・外部環境調査

（ア）県立河北病院及び寒河江市立病院における現状調査・分析

（イ）西村山地域を取り巻く外部環境調査・分析

- イ 現状の課題と対策
 - (ア) 県立河北病院及び寒河江市立病院における課題の整理
 - (イ) 新病院の設置に向けた課題と対策
- ウ 新病院の目指す将来像
 - (ア) 新病院の理念と方針
 - (イ) 新病院に求められる役割
 - (ウ) 診療規模・機能（特に重点機能）
- エ 施設整備方針
 - (ア) 整備方針
 - (イ) 施設規模
 - (ウ) 立地条件
- オ 整備事業方針
 - (ア) 整備事業費の概算
 - (イ) 整備事業スケジュールの概要
- カ 再編統合に向けての検討
 - (ア) 運営形態の検討
 - (イ) 構成団体・財政負担の検討
 - (ウ) 人員計画の方針（統合に向けての方針）
- キ その他基本構想の検討に必要な事項

(2) 会議体開催支援（協議会年2回程度、関係者の意見聴取年1回程度、運営委員会年4回程度及び検討部会年9回程度）

- ア 検討内容に関する会議資料の作成支援
- イ 会議録の作成（会議記録は主要なポイント、課題、決定事項等のやり取りが確認できる内容とし、提出期限は会議終了後1週間程度とする。）

(3) 基本構想報告書の作成

上記(1)から(2)までの結果を踏まえ、検討報告書及びその概要版を作成する。

(4) 打合せ協議等

業務を適正かつ円滑に実施するため、委託者と受託者は常に密接な連絡を取り、業務の方針や会議資料の内容等について適に打合せを行い、その内容については、その都度受託者が打合せ議事録を作成する。

5 成果品

(1) 提出物

- ア 基本構想本編及び概要版（紙媒体） 各 50 部
- イ ア及びイの原稿を収録した記憶媒体（CD-R 等） 3 部
- エ 実績報告書(ア、イ、会議記録及びその他本業務において作成した資料等一式)（紙媒体） 2 部

(2) 体裁

A 4判（資料、図面等で必要な場合はA 3判でも可）

(3) 提出期限

令和7年3月31日

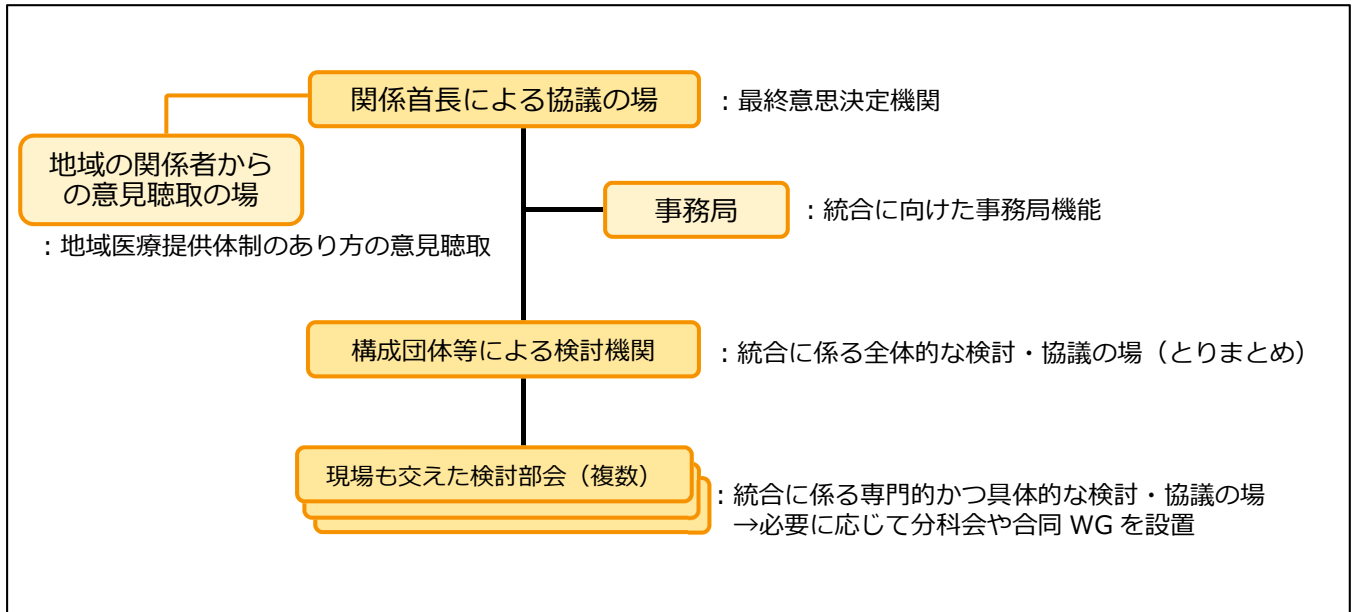
(4) その他

契約期間途中においても、受託者が承諾した場合は、委託者は成果品の全部又は一部を使用することができるものとする。

6 業務の実施条件等

- (1) 業務の遂行にあたっては、委託者と十分な連絡を保ち、処理方針については、委託者の指示及び承諾を受けるものとする。
- (2) 業務の遂行にあたっては、関係法令及び適用基準等を遵守しなければならない。
- (3) 業務の遂行には、医療行政、病院整備及び運営に関し、高度な情報収集力、分析力を要するため、受託者は相当な知識と技術を有するスタッフを配置しなければならない。
- (4) 受託者は、委託者の保健・医療・福祉全般についての十分な理解のもとに業務を遂行しなければならない。
- (5) 委託者は、受託者に対して情報の提供等、業務の円滑な遂行に協力するものとする。
- (6) 本業務の遂行によって生じる権利は、委託者に帰属するものとする。
- (7) 受託者は、業務により知り得た事項について、秘密を守り、他に漏らしてはならない。また、契約終了後においても同様とする。
- (8) 受託者は、業務の処理を他に委託し、または請負わせてはならない。ただし、事前に書面による委託者の承認を得た場合はこの限りではない。
- (9) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合には、委託者と受託者が協議のうえ決定するものとする。

基本構想の策定にあたり設置する検討体制のイメージ



※上記図はイメージであり、設置する検討体制については今後検討する。